

## 経営革新等支援機関の認定取得のお知らせ

清水佳子税理士事務所は平成 25 年 6 月 5 日付けで中小企業庁より「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

### 認定制度の概要

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図ることを目的とし、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度です。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。支援機関を利用することによって、さまざまなメリットが得られ、中小企業の経営を改善する制度として期待されています。

### 経営革新等支援機関から支援を受けることによる代表的なメリット

#### (1) 信用保証協会の保証率引き下げ（経営力強化保証制度）

金融機関および認定経営革新等支援機関からの支援を受けつつ、自ら事業計画の実行と進捗報告を行う中小企業者を対象に、信用保証協会の保証率が約 0.2%減免されます。

#### (2) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用

認定経営革新等支援機関等から経営改善に関する指導及び助言を受けている中小企業が、その指導及び助言のもと 60 万円以上の「建物附属設備」や 30 万円以上の「器具及び備品」を取得した場合に取得価額の 30%の特別償却か取得価額の 7%の税額控除の適用を受けることができます。

#### (3) ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

「中小ものづくり高度化法」22 分野の技術を活用した事業の原材料費、機械装置の設備投資、試作品の開発に係る経費（人件費を含む）等に対する補助金を受けることができます。ただし、認定経営革新等支援機関に事業計画の有効性等が確認されている必要があります。

#### （４）中小企業経営力強化資金融資事業

経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、認定支援機関の指導及び助言を受けている事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行うものです。貸付利息が通常の料率より約0.4%減免されます。

#### （５）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

本事業は、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、3分の2（上限200万円）の助成を受けることができます。